



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2020年12月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

令和2年からの所得税の変更点

◇基礎控除額の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることができないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

◇ひとり親控除の新設

今まで、婚姻歴があることが条件であった「寡婦（夫）控除」、「特別の寡婦控除」ですが、令和2年から寡婦（夫）控除の見直しが行われ、ひとり親控除が新設され、特別の寡婦に該当する場合の特例が廃止されました。

ひとり親控除とは、所得者本人が未婚であっても、扶養する子どもがいればひとり親控除の対象となります。

ただし、ひとり親控除・寡婦控除ともに、

- ・所得者本人の所得金額が500万円以下であること
- ・所得者本人と事実上婚姻関係にあると認められる人がいないこと

の要件にも注意が必要です。

(西口 記)

年末年始休みのお知らせ

下記日程にて年末年始休みをいただきます。よろしくお願い致します。

休業日：12月29日（火）～1月4日（月）

